

長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト等協力企業認証書発行要領

平成 24 年 6 月 13 日制定

改正 平成 26 年 10 月 15 日

改正 平成 30 年 1 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 長野県が、小海県有林における長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト及び長野県県有林 J-クレジット創出プロジェクトで取得した J-クレジット及び J-VER (以下「小海県有林 J-クレジット・J-VER」という。)の購入者 (以下「購入者」という。)等に対し、長野県の森林づくりへの協力企業 (団体) として長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト協力企業 (団体) 認証書及び長野県県有林 J-クレジット創出プロジェクト協力企業 (団体) 認証書 (以下「認証書」という。)を発行することに関して、必要な事項を定める。

(認証書の発行対象者)

第 2 条 認証書の発行は、以下のいずれかの者のうち、小海県有林 J-クレジット・J-VER の周知・普及に効果があると知事が認めた者を対象とする。

(1) 購入者

(2) 購入者を介して小海県有林 J-クレジット・J-VER を購入した者のうち、購入目的が購入者の購入目的に合致し、かつ確実に目的に沿った活動が実施できると知事が認めた者。ただし、長野県小海県有林 J-クレジット・J-VER 販売要領第 5 条第 2 項に掲げる者を除く。

(認証書発行申請)

第 3 条 認証書の発行を希望する者は、長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト・長野県県有林 J-クレジット創出プロジェクト協力企業 (団体) 認証書発行申請書 (様式第 1 号) を知事に提出するものとする。

(認証書)

第 4 条 認証書は様式第 2 号及び第 3 号に定めるとおりとし、発行枚数は契約毎に 1 通とする。

2 小海県有林 J-クレジット・J-VER を 10 トン-CO₂ 以上購入した者に対しては、認証書とは別に認証書を模した木製品を発行することができる。

3 認証書は、小海県有林 J-クレジット・J-VER の購入を通じ、長野県の森林づくりへ協力した企業 (団体) であることを証明するもので、認証書の発行をもって購入者のカーボン・オフセットを証明することはできない。

(認証書の発行時期)

第5条 認証書の発行時期は以下のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する者にあつては、契約を締結した時以後とする。
- (2) 第2条第2号に該当する者にあつては、小海県有林J-クレジット・J-VERを購入者の保有口座に移転した時又は県が無効化した時以後とする。

(認証書の返還)

第6条 第3条に規定する申請に虚偽の内容があつた場合又は認証書を不正な目的で使用した場合には、認証書の返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要領の定めるもののほか、必要な事項については、知事と申請者の双方協議の上決定するものとする。

附則

この要領は、平成24年6月13日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月12日から施行する。

(様式第 1 号)

長野県知事 様

(事業者・団体名)

(代表者名)

(所在地)

(電話番号)

印

長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト・長野県県有林J-クレジット創出プロジェクト
協力企業（団体）認証書発行申請書

長野県から購入した長野県小海県有林J-クレジット・J-VERについて、
下記のとおり認証書の発行を申請します。

記

J-クレジット・J-VER 購入（予定）者	
J-クレジット・J-VER 購入（予定）数量	_____ t-CO ₂
認証書あて名	
木製認証書の発行希望 (10t-CO ₂ 以上の購入者が対象)	あり なし
J-クレジット・J-VERの 使用目的※	

※申請者と購入者が異なる場合のみ記載してください。



しあわせ信州

長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト協力企業
(団体)

認 証 書

(企業・団体名) 様

t-CO₂

長野県県有林オフセット・クレジット創出プロジェクトを通じ、
長野県の森林づくりに協力している企業であることを認証します。
(団体)

年 月 日

長野県知事 阿部守一



しあわせ信州

長野県県有林J-クレジット創出プロジェクト協力企業
(団体)

認 証 書

(企業・団体名) 様

t-CO₂

長野県県有林J-クレジット創出プロジェクトを通じ、
長野県の森林づくりに協力している企業であることを認証します。
(団体)

年 月 日

長野県知事 阿部守一